

## 避難行動要支援者への対応について

### 1. 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成について

#### ① 事業概要

要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るため、「水防法」及び「土砂災害防止法」が平成29年6月に改正された。洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域にある要配慮者利用施設のうち、地域防災計画に記載された施設は避難確保計画の作成、避難訓練の実施が義務付けられており、当該事業を所管する国土交通省は、令和4年3月末までに全ての対象施設が作成するよう方針を定めている。

#### ② 当市の作成状況（調査時点：令和3年10月1日現在）

施設	高齢者 施設	障害者 施設	学校	放課後児童 クラブ	保育所	幼稚園	病院	計	作成率
対象	287	151	61	40	148	29	25	741	
作成済	242	119	57	0	148	2	18	586	79.1%

#### ③ 今年度の取り組み

国土交通省主導による避難確保計画の作成状況に関する調査に基づき、本市の作成状況について定期的に把握を行った。

当該調査等をもとに、計画未作成の施設を対象とした「川口市 避難確保計画作成講習会」を令和4年1月26日に開催し、施設職員のほか、本市危機管理課、荒川上流河川事務所等が出席し、熊谷地方気象台の職員による講演を行った。本講習会では、避難確保計画全体のうち、一部を実際に会場で作成していただき、残りの部分については、各施設に持ち帰り、各自で作成していただくようお願いした。

本市では、避難確保計画の作成後、市への提出期限を令和4年2月末までと定め、3月以降は未提出の施設に作成を促す期間とし、作成率100%を目指すものとしている。また、今年度内に提出がない施設については、水防法の規定に基づき、市ホームページに施設名を公表することを次年度以降検討していく。

## 2. 要配慮者を対象とした個別避難計画の作成について

### ① 事業概要

高齢者や障害者、要介護認定者など「要配慮者」に該当する住民の中で、その属性を持つ住民のみで世帯を構成するなど、特に配慮が必要な避難行動要支援者に対して個別の避難計画を策定するもの。令和3年5月に内閣府によってガイドラインが改正され、5年以内に個別避難計画を策定することを市町村の努力義務とする方針が示された。

### ② 今年度の取り組み

- (1) 福祉部と連携を取り、避難行動要支援者名簿等を活用し、対象者数の把握を行った。
- (2) 各自治会・町会の会合において、個別避難計画に関する説明と協力要請を行った。

(参考) 川口市の現状

- |                  |          |
|------------------|----------|
| ・避難行動要支援者名簿登録者数  | 11,201 人 |
| ・登録者のうち、情報提供可能者数 | 4,616 人  |